

大阪府私立高等学校等授業料支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 府は、私立高等学校等のうち大阪府私立高校生等就学支援推進校（以下「推進校」という。）に在学する生徒の教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、予算の定めるところにより、推進校の設置者（以下「設置者」という。）に対し、大阪府私立高等学校等授業料支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 補助金の交付について、規則の規定を適用する場合は、規則中、「知事」とあるのは「大阪府教育長（以下「教育長」という。）」と読み替えるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「私立高等学校等」とは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等のうち、国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）以外の者の設置するものであって、大阪府内に所在するもので教育長が認めるものをいう。

2 この要綱において、「推進校」とは、大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱（以下「指定要綱」という。）第3条第2項の規定に基づき教育長が指定するものをいう。

3 この要綱において、「保護者等」とは、法第3条第2項第3号に規定する保護者等のうち、大阪府内に住所を有する者をいう。

4 この要綱において、「生徒」とは、大阪府私立高等学校等就学支援金交付要綱第4条に規定する就学支援金の支給を当該年度に1月以上受ける者のうち、大阪府内に住所を有する者をいう。

5 この要綱において、「基準日」とは、毎年10月1日をいう。ただし、推進校の生徒の卒業時期が9月30日である生徒については、卒業年度に限り9月30日とする。

(授業料)

第3条 この要綱において、「授業料」とは、指定要綱第2条第3号に規定する授業料をいう。

2 この要綱において、「授業料の額」とは、指定要綱第2条第4号に規定する標準授業料の額をいう。ただし、授業料が、標準授業料に満たない場合は、当該満たない額とする。

(補助事業等)

第4条 教育長は、設置者が行う次項に定める補助事業について、第5条から第6条に定める方法により算定した額を交付する。

2 前項の補助事業は、設置者が、基準日に推進校に在学する生徒に対し、その生徒の授業料を軽減する事業とする。

(補助限度額)

第5条 教育長は、毎年度、保護者等の高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「政令」という。）第1条第2項第1号に掲げる額から同項第2号に掲げる額を控除した額に応じて、生徒一人あたりの補助額（政令第3条第5号に掲げる支給対象高等学校等の区分の推進校の生徒にあっては、一単位あたりの補助額。以下「補助限度額」という。）を別に定める。

(補助単価及び補助金の額)

第6条 授業料の額から大阪府私立高等学校等就学支援金交付要綱第4条に定める額（以下「支援額」という。）及び大阪府私立高等学校等学び直し支援金交付要綱第6条に定める額（以下「学び直し支援額」という。）を控除して得た額（生徒が減免の適用を受ける場合にあっては、授業料の額から当該減免額、支援額及び学び直し支援額を控除して得た額）と補助限度額を比較し、いずれか低い額を補助単価とする。

2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）第7条第3項又は同条第4項の規定により、同条第2項に規定する履修科目の全ての単位を合

算することができない場合の支援額については、法第5条の規定及び授業料の月額を定めた省令第5条第2項の規定にかかわらず、同項で定める「履修科目の全ての単位」を、「その合算することができないとする履修科目の全ての単位を除いた単位」と読み替えて算定した額とする。

- 3 省令第7条第3項又は同条第4項の規定により、同条第2項に規定する履修科目の全ての単位を合算することができない場合の第1項の学び直し支援額については、第1項の規定にかかわらず、「授業料の額に学び直し支援額を加算して得た額から履修科目の全ての単位に係る授業料の額を控除して得た額」と読み替えるものとする。
- 4 補助金の額は、第1項の補助単価を第4条第2項に規定する生徒について合算した額とする。

(授業料支援に関する申請)

第7条 設置者は、その指定する期日までに授業料の支援を受けようとする生徒から授業料支援申請書（様式第1号、様式第1号の2、様式第1号の3又は様式第1号の4。以下「申請書」という。）を提出させるものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付させるものとする。ただし、教育長が特別の理由があると認める場合は、省略することができるものとする。
 - (1) 保護者等の政令第1条第2項第1号に掲げる額から同項第2号に掲げる額を控除した額を確認できる書類
 - (2) その他、教育長が必要と認める書類

(補助金の交付の申請)

第8条 規則第4条第1項の申請をしようとする設置者は、補助金交付申請書（様式第2号）を教育長に提出することにより行わなければならない。

- 2 前項の補助金交付申請書は、毎年度教育長が指定する日までに提出しなければならない。
- 3 生徒のやむを得ない理由により、設置者が前項に定める教育長が指定する日までに補助金交付申請書を提出できなかった場合において、やむを得ない理由がやんだ後15日以内に、生徒から設置者に申請書の提出があり、また、設置者から補助金交付申請書の提出があったとき（当該交付申請書が教育長に到達したときをいう。）は、やむを得ない理由により申請書を提出することができなくなった日に生徒から提出があり、また、前項で定める教育長が指定する日までに補助金交付申請書の提出があったものとみなす。

(補助金の交付の決定及び通知)

第9条 教育長は、補助金の交付の申請があったときは、規則第5条の規定により補助金の交付の決定をするものとする。

- 2 教育長は、補助金の交付の決定をしたときは、その内容及びこれに付した条件を補助金の交付の申請をした設置者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第10条 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次に掲げる条件とする。

- (1) 補助金の交付を受けた設置者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の収入及び支出を記載した帳簿を備え経理の状況を常に明確にし、補助事業に関するすべての関係書類とともに補助事業の完了した日又は廃止した日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。
- (2) 補助事業の執行状況についての調査又は報告を求められたときは、これに従わなければならない。

(交付の変更)

第11条 補助事業者は、第8条第2項の交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更交付申請書（様式第3号）を教育長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 教育長は、前項の変更交付申請書の提出があった場合は、速やかに当該申請書を審査し、変更の承認又は不承認の決定を行い、補助金の変更を承認するときは、その内容及び付した条件を通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 教育長は、補助金の交付の決定をした額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

- 2 前項の規定による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、規則第7条の規定による通知を受けた日以後速やかに、補助金交付請求書（様式第4号）を、教育長に提出しなければならない。

（授業料支援補助事業の実施）

第13条 補助金の交付を受けた補助事業者は速やかに、補助事業を実施するものとする。

- 2 前項の場合において、補助事業者は、授業料支援の決定をしたときは、授業料支援決定通知書（様式第5号）により、授業料支援の申請をした生徒に通知するものとする。
- 3 補助事業の実施方法は、還付、又は補助事業者が徴収する授業料との相殺によるものとし、補助事業者は実施をしたことを確認できる書類を作成しなければならない。

（実績報告）

第14条 規則第12条の規定による報告は、実績報告書（様式第6号）により補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内に、教育長に提出することにより行わなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第15条 教育長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告書等を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助金の交付の実施結果が、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、規則第13条の規定により補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 教育長は、規則第13条の規定による補助金の額の確定をした場合において、すでにその額をこえる補助金が交付されているときは、規則第16条第2項の規定に基づき返還を命ずるものとする。

- 2 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。
- 3 前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消し等）

第17条 教育長は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、規則第5条に規定する補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、規則、本要綱、補助金の交付決定の内容、これに附した条件に違反した場合
(2) 補助事業者が、補助金を他の用途に使用した場合
(3) 補助事業者が、補助金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合
(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助金の全部又は一部が必要でなくなった場合
- 2 教育長は、前項の取り消し又は変更を行った場合には、交付した補助金のうち当該取り消し又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。
- 3 教育長は、第1項第1号から第3号までの事由に該当することを理由として交付決定を取り消し又は変更し、前項の規定による補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者に対し、当該命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から、当該命令により返還すべき補助金を補助事業者が納付するまでの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。
- 5 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 6 教育長は、補助金の交付の決定を取り消し又は変更したときは、速やかにその旨を補助事業者に通知するものとする。

（補助事業者の責務）

第18条 補助事業者は、本事業を実施することにより知り得た個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する府の施策に協力する責務を有する。

（その他）

第19条 この要綱に定めのない事項及びこの補助金の取扱いに関し必要な事項は、別途、教育長が定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月14日から施行し、平成28年度の補助事業から適用する。

(経過措置)

- 2 平成22年3月31日以前に既に私立高等学校等（ただし、通信制の課程を除く。）に在学している者で、基準日において、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正前の法（以下「旧法」という。）第4条第2項第2号の規定に該当することにより就学支援金の支給を受けていない者については、その者が当該私立高等学校等を卒業する年度（ただし、その者が満20歳に達した日の属する年度を限度とする。）まで、第2条第4項に規定する生徒とみなす。
- 3 平成22年3月31日以前に既に私立高等学校等（ただし、通信制の課程を除く。）に在学している者で、基準日において、その者の保護者等が、会社都合等により日本国内に住所を有しない場合には、第2条第3項に規定する「法第3条第2項第3号に規定する保護者等のうち、大阪府内に住所を有する者」とあるのは、「旧法第6条第2項に規定する保護者等」と読み替える。
- 4 前項の者に係る第7条第2項第1号に掲げる「保護者等の政令第1条第2項第1号に掲げる額から同項第2号に掲げる額を控除した額を確認できる書類」とあるのは、「保護者等の総収入額を確認できる書類」と読み替える。

(在学期間が通算して36月を超える生徒の特例)

- 5 高等学校等における在学期間が通算して36月を超えることにより、基準日に在学しているにもかかわらず、就学支援金の支給を受けていない生徒については、第2条第4項の規定にかかわらず、就学支援金の支給を受ける生徒とみなし、当該年度における就学支援金の支給期間については、補助金を交付することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年6月1日から施行し、平成28年度の補助事業から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年10月9日から施行し、平成30年度の補助事業から適用する。
但し、平成30年度4月から6月の授業料支援補助金の支給を受けようとする場合は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年7月19日から施行し、令和元年度の補助事業から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年6月11日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。
- 2 旧法を適用し補助金の支給を受けようとする場合及び令和2年6月以前の補助金の支給を受けようとする場合は、第5条に規定する「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「政令」という。）第1条第2項第1号に掲げる額から同項第2号に掲げる額を控除した額」

とあるのは、「道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額」と読み替え、第7条第2項第1号に規定する「政令第1条第2項第1号に掲げる額から同項第2号に掲げる額を控除した額」とあるのは、「道府県民税所得割額と市府民税所得割額の合算額」と読み替える。